

第8回 三重県手話言語に関する条例検討会 事項書

日時：平成28年3月11日（金）10:00～

場所：601 特別委員会室

1 条例案の立案に向けた論点整理

2 その他

【資料】

資料1 手話の種類、他県の手話言語条例における「手話」等について

資料2 各規定に対する委員意見及び論点

手話の種類、他県の手話言語条例における「手話」等について

1 手話の種類

手話としては、大きく分けて三種類のもので存在するとされている。

①日本手話

手や指の動作と、「顔の表情」、「まゆの上げ下げ」、「視線の方向」、「うなずいたり首を振ったりする頭の動き」などの非手指動作で構成される手話。「顔の表情」などの非手指動作が文法的な働き（否定、命令、肯定など）をしており、音声言語である日本語とは異なる独自の文法体系を有している。ろう者の多くが使用する。

②日本語対应手話

音声言語である日本語に手話単語を一語一語あてはめていく手話（語順は日本語とほぼ全く同じ）。主に、中途失聴者など音声言語の経験がある人が使用する。

③中間型手話

日本手話と日本語対应手話を併用する手話。日本手話の手話単語を使用することが多いが、語順は原則として日本語の語順に従う。助詞や助動詞を口話で表現するなど、口話法を併用することも多い。主に、ろう者とろう者以外の者が意思疎通を図る際に使用される。

そのほかに、標準手話（日本手話研究所が確定作業を行っている、日本手話の単語の全国標準となるもの）などの区分がある。

※上記の説明に関しては、以下の解説等を参照した。

- ・ 神谷昌明『手話学入門』（平成 11 年度・12 年度文部省科学研究費補助金研究助成事業） <http://www.dge.toyota-ct.ac.jp/~kamiya/syuwagaku.html>
- ・ 「手話について」（NPO 法人「大塚クラブ」〔東京都立大塚ろう学校 PTA・関係者で組織する NPO 法人〕HP） http://www.rougakkou.com/1_edu/edu09.html

【(参考) 第 3 回三重県手話言語に関する条例検討会における学識者（筑波技術大学 大杉教授）の意見陳述より】

日本語対应手話、日本手話の区別ですが、様々な見方によって生まれ、また様々な立場によって使われる言葉です。それは日本語の場合も日本語でいろいろな形として点字もありますし、その内容は何と言いますと、点字も日本語です。これも日本語点字ということになります。それと同じように手話を使う人達の状況に合わせて様々なスタンス、スタイル、使い分けがあります。現に、今この場で私が使っている手話も、いつも家で使っている手話とはスタイルが全く違います。専門用語ではレジスターといますが、場面に合わせて口の動きを大きくしたり、逆に口を閉じたり、指先だけでやったりと様々なスタイルがあります。ですから、基本的な言葉の問題として、それはあまり深く考える必要はないと思っています。

2 他県の手話言語条例が対象とする「手話」

①鳥取県

条例案の検討過程においては、手話の範囲を日本手話、日本語対応手話等と規定することも議論されたが、例えば使用する場面によってさらに様々な違いもあるなど、手話の範囲を規定すると、かえってややこしくなるとの指摘があり、手話の範囲は規定せず、「手話」と呼ばれるものを広く対象とすることとされた。

②神奈川県

手話には様々な種類があるが、およそ「手話」と呼ばれるものを区別することなく、全て条例の対象としている。

③群馬県

条例案の検討過程において、手話の種類について詳細に検討する議論はされておらず、条例の対象となる手話に特段の限定はない。

3 条文における「その他の手話」の部分の解釈について

鳥取県、神奈川県及び群馬県の手話言語条例においては、「その他の手話」という文言が使用されている部分がある。

鳥取県

手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進する

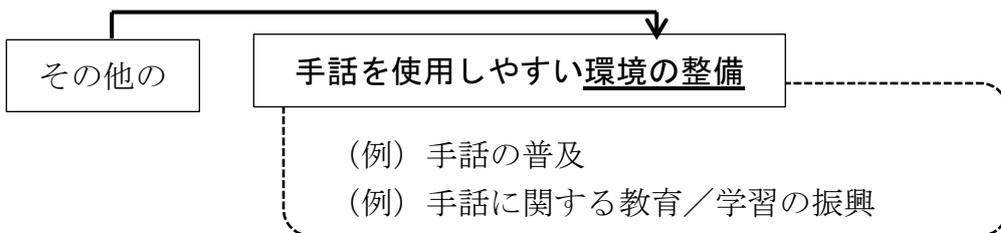
神奈川県

「手話の普及等」とは、手話の普及並びに手話に関する教育及び学習の振興その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう

群馬県

手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努める

法令における「その他の」文言は、その後ろにある言葉（環境の整備）を包括概念とするとともに、その前の言葉を例示とするという意味を有する。

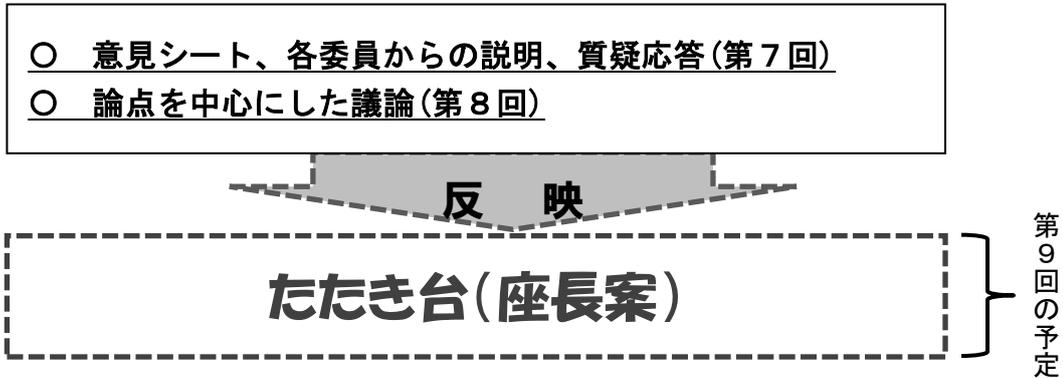


三県の手話言語条例における「その他の」の文言も、この用法にのっとっている。

各規定に対する委員意見及び論点

～三重県手話言語条例案【検討会案】の立案に向けて

◎ 検討会における議論の見通し



◎ 条例の構成のイメージ

～群馬県手話言語条例等を参考

| | | |
|----|----------------|----------|
| | 前文あり | 別途議論 |
| 総論 | 目的 | P 3 |
| | (定義) | P 4 |
| | 手話の意義 | |
| | 基本理念 | P 5 |
| | 県の責務 | P 6 |
| | 市町との連携等 | 又は責務 P 6 |
| | 県民の役割 | P 7 |
| | 事業者の役割 | P 8 |
| 各論 | 計画の策定及び推進 | P 10 |
| | 手話を学ぶ機会の確保等 | P 13 |
| | 手話を用いた情報発信等 | P 11 |
| | 手話通訳者等の派遣体制の整備 | P 12 |
| | 学校における手話の普及 | P 14 |
| | 事業者への支援 | P 15 |
| | ろう者等による普及等 | P 15 |
| | 手話に関する調査研究 | P 15 |
| | 財政上の措置 | P 15 |
| | (手話推進協議会(仮称)) | P 10 |

○ この条例の全体に関わること

【論点】

1. この条例の対象は、我が国で使用されている手話全てを想定するか。
あるいはいわゆる日本手話に限定するか。

【関連する委員意見】

●我が国で使用されている手話全てを想定するとみられる意見

1. 手話とは日本手話だけであると狭い意味で限定しろという意味ではない。(中瀬古委員)
2. (日本手話に限らず) 日本語対应手話等も排除せずに入れ込むことが、考え方として必要なかなと思う。(小島委員)
3. 日本手話だとかいろいろ意見が出されたが、私としてはより多く、広く網羅できるような、そういう意味である。(岡野委員)

●いわゆる日本手話に限定するとみられる意見

4. 将来的なことを考えると、日本手話に定義づけして条文に載せた方がいいと。1本に絞っていくべきだと。これは手話通訳の方から預かってきたのだが、手話通訳としてこれからは日本手話を進めていくということで。(田中委員)

○ 総論

第1 目的（参考：群馬県第1条）

手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割等を明らかにするとともに、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とりょう者以外の者が共生し、また、等しく全ての障害者福祉の向上に寄与することのできる地域社会を実現することを目的とする。

【関連する委員意見】

1. 目的の中に、「安全に」という言葉が必要と考える。（大久保委員）
2. 「聴覚障がい者が活躍できる社会の実現を目指して」という少し踏み込んだ内容があってもいいのでは。共生社会や配慮や人権を尊重していくという言葉もあるが、もう一步踏み込んで、活躍できる社会の実現まで踏み込んだ内容ではどうか。（山内委員）
3. ろう者とりょう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現を入れる。ろう者とりょう者以外とは、概念的には、障がい者の中のろう者ではなく、広く共生できる社会を目指すという意味で、広く捉えるという意味。（岡野委員）

【論点】

1. 「安全に」とは、だれがいかなる意味で「安全」であるという意味か。

第2 定義（参考：神奈川県第2条）

1. 「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
2. 「手話の普及等」とは、手話の普及並びに手話に関する教育及び学習の振興その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。

【関連する委員意見】

1. 手話の定義として、手話言語としての「日本手話」であることを明記すべき。言語学で、多くの研究者が手話に関する研究を進めている現状と事実を踏まえて条例を制定すべき。それによって、言語としての手話がしっかりと理解されて、守られるということ。（中瀬古委員）
2. 神奈川のような「ろう者」や「手話の普及」の定義は不要。（田中委員）
3. 「手話言語の定義」が必要。現在、日本では「日本手話」「日本語対应手話」などが混在しているが、手話言語は「日本手話」のみということが学術的にも立証されている。言語として認められているのは日本手話である。（田中委員）
4. ろう者の定義について、「手話を言語として使用し、アイデンティティとしている者」として定義すべき。そこには、堂々と手話を使用している、勇気を持って手話を使用している、ろう者の方にはそういった思いがあると聞いたので。（山内委員）
5. ろう者、軽～高度難聴者、中途失聴者、老人性難聴者などのさまざまな聴覚障がいの方がいるが、今回我々はこういった機会をもらって勉強させていただいているので理解したが、なかなか分からないと思うので条例を読んだときに分かるようにしておくことが大事な、と。無理に定義する必要があるかどうかは、分からない。（山内委員）

【論点】

1. 定義の規定は必要か。

参考

使用しようとする用語について、社会通念からすれば、その意義に広狭があり、あるいはいろいろに解釈される余地があるというようなことがある。このような用語について、定義を設けることにより、その法令において用いる特定の意義、用法を確定し、明らかにし、解釈上の疑義を少なくする必要がある。

これに対して、社会通念上、一定の意味を有する用語を法令においてもそのまま使用しても特に紛れがないと考えられる場合には、その用語を定義する必要はなく、このような用語にまでその定義を置くときはかえって法令を分かりにくくすることがあることに留意しなければならない。

（出典：「新版ワークブック法制執務」法令執務研究会編（ぎょうせい））

2. 「日本手話」、「ろう者」、「手話の普及」、「聴覚障がい者」など、いずれの言葉の定義が必要か
3. 定義した言葉を、この条例のどこで活用するか。
例えば、仮に日本手話を定義してこの条例でどのように活用するのか。

第3 基本理念（参考：神奈川県第3条）

- ・手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものである。
- ・手話は、ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現のための意思疎通及び情報の取得又は利用の手段として必要な言語である
- ・手話の普及等（手話の普及、手話に関する教育等の振興、その他手話を使用しやすい環境の整備など）は、上記の2点について県民の理解の下に、推進されなければならない。

【関連する委員意見】

1. 言語の中で日本手話というものは、日本語とは異なる言語の体系を持つものだ、と。手話は言語であることを明記しろという意味。（中瀬古委員）
2. 意思疎通を言語で行う権利 = 手話は言語であって、それで意思疎通がきちんとできるようにしていきましょうという意味。コミュニケーションだけではない。（中瀬古委員）
3. 単にコミュニケーションを保障していくというだけでなく、手話言語条例の中身が表すものを明確にすべき。広く、ろう者の情報保障の概念を入れながら、でも、単なるコミュニケーションではないという考え方を入れ込んでいくべき。（小島委員）
4. 「手話の言語認知としての認識をおさえる」とは、手話を言語として認識するという意味。（岡野委員）
5. 「手話が、独自の言語体系を有する文化的所産」（神奈川県）などの文化的な違いというものを明確にすべき。（倉本委員）
6. 文化的な違いということから、手話というものは日本語とは違う言語体系を持っていることは、条文に書きこんでいくべき。（倉本委員）

【論点】

1. 手話が、単なるコミュニケーションであるという趣旨ではなく、「独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできたもの」ということを明記すること。
同時に、手話は、ろう者同士あるいはろう者とろう者以外の者が、相互にコミュニケーションするための重要な手段であること、この両者を踏まえて、手話の使用しやすい環境の整備が図られるべき、という理解で良いか。

第4 県の責務（参考：鳥取県第4条）

1. 県は、基本理念に則り、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進する。
2. 県は、ろう者及び手話通訳者の協力を得て、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解を深める。

【関連する委員意見】

1. 県の責務としては、鳥取県のように合理的配慮と手話環境整備と、具体的に明記すべき。（岡野委員）
2. 県条例として、県の行うべき視点、役割を明確にすべき。県の責務については、鳥取県のように、「・・・手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進する。」と具体的な表記が望ましい。（長田委員）
3. 三県ともに参考にして考えればよい。（水谷委員）
4. 県の責務の中に「普及推進」「理解を深めること」と並べて「人材育成」を加筆すべきと考える。（大久保委員）

第5 市町村との連携及び協力（参考：群馬県第5条）

1. 県は、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

【関連する委員意見】

1. 市町の責務はそれぞれの自治体が定めればよい。神奈川県、群馬県の（ような）市町村との連携及び協力の方が望ましい。（田中委員）
2. 三県ともに参考にして考えればよい。（水谷委員）
3. 市町村の責務も位置付ける。どこの市町村でも基本的には、県庁や市役所だとか市町村の責務として、そこが責任を持って手話通訳者を置いて、公的に保障していくべきとの思いが強いので、責務と位置付けた。公的責任という意味で捉えてほしい。（岡野委員）

【論点】

1. 人材育成等に係る責務については、手話を使用しやすい環境の整備に包含されるのではないか。
2. 市町の責務を位置付けるか。
3. 市町村（その他の関係機関）との連携については、県の責務全体に係るものとして県の責務の中で整理してよいか。

第6 議会の責務

【関連する委員意見】

1 「議会の責務」の明記。

提案者として、議会内で手話通訳者の活用など積極的に取り組んでいくことを規定する。(芳野委員)

【論点】

1. 議会も県の一部として、「県の責務」を担っているところであり、手話通訳者の活用など具体的な施策については、実施計画又は議会内の申合せや運営要領等で規定するのが適当ではないか。

第7 県民の役割（参考：群馬県第6条）

1. 県民は、この条例の目的及び基本理念を理解するよう努めるものとする。
2. ろう者は、県の施策に協力するとともに、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。
3. 手話に関わる者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

【関連する委員意見】

1. 三県ともに参考にして考えればよい。(水谷委員)

第8 事業者の役割（参考：群馬県第7条）

事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

【関連する委員意見】

1. 事業者の役割は必要であるが、神奈川県のように事業者が手話の使用に関して配慮する旨の条例は、ろう者の雇用の門戸を狭くする。事業者がそこまで対応できなかつたら、ろう者がその事業所に勤めにくいということもあるので、そこまで門戸を狭くする必要はないと思う。（田中委員）
2. 三県ともに参考にして考えればよい。ただ、事業者によっては対応が難しい場合もあるかと思うので、環境づくりというものに留めておくべきではなかろうかと考えている。（水谷委員）

【論点】

1. この条例は、「手話が言語であるとの認識に基づき（途中略）手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項」を定めるものである。その一方で、事業者に対して、ろう者が利用しやすいサービスの提供、ろう者の働きやすい環境の整備等の責務を課すことは、条例の目的の範囲を超えた広い責務を課すことになるのではないか。

第9 観光旅行者その他の滞在者への対応（参考：京都市会 PT 会議における取りまとめ案(平成 28 年 1 月)第 6 条)

本市、市民及び事業者は、もてなしの心を持ち、手話を必要とする観光旅行者その他の滞在者が、安心して滞在することができるよう、必要な施策を実施し、手話への理解のある対応をし、又は利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

この内容は、次のとおり（京都市会による解説）

- ① 手話を必要とする観光旅行者や滞在者の方が、安心して滞在することができるように、必要な施策を実施するよう努めること（京都市の責務）。
- ② 手話への理解のある対応をするよう努めること（市民の役割）。
- ③ 利用しやすいサービスを提供するよう努めること（事業者の役割）。

【関連する委員意見】

1. 観光旅行者その他の滞在者への対応として、京都市を参考として、努力義務として 1 項立てておくと、これからの三重県の観光政策の方針とおもてなしの心、こういった部分に強調できるかというのが思いである。（芳野委員）

【論点】

1. 県（市）だけでなく県民や事業者に対して、ろう者の観光旅行者その他の滞在者への特別の対応を義務付けることは、この条例の目的から逸れるのではないか。
2. 別の条項において、市（県）の責務や市民・事業者の役割を設ける一方で、この条項において、再度責務や役割を規定することにより、両者の優先順位や広狭をどのように整理するか。

○ 各論

第10 計画の策定及び推進

1. 手話の普及を含め手話が使いやすい環境の整備をするために必要な施策は、いずれの計画において定めるか。

案1 障害者基本法に基づく障害者計画（みえ障がい者共生社会づくりプラン）において定めるべきか。

案2 新規に手話に関する施策に特化した計画が策定されるべきか。

2. 上記の計画の策定等に当たって、協議会（仮称）を設けてその意見を聴くこととするか。その協議会（仮称）の設置は、この条例で規定するか。

参考

- 鳥取県（知事提出）及び群馬県（議員発議）の条例においては、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第二項の規定による障害者計画に、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策等について定めることとした。
- 神奈川県（議員発議）の条例においては、新規に手話の普及等に関する計画を策定することとされた。

【関連する委員意見】

1. 手話施策推進協議会の設置を入れることが必要だと思うが、議提条例で設置について書き込むことは難しいのかもしれない。鳥取県は入っているが、群馬県は附帯決議となっている。手法の問題はあるが、この評議会の設置は、具体的に施策を進める上で必ず必要だというふうに思っている。三重県として、書き込めるのであれば書き込むべきだと考える。（小島委員）
2. 推進協議会の設置について、神奈川県、群馬県は規定していないが必要。書き込めるのであれば、書き込むべきであると考え。（田中委員）
3. 手話審議会等を設置し、当事者はもちろん、教育関係者や商工業者など広く意見を聴くことができるようにする。具体的なことについて、やっぱり当事者じゃないと分からないことがいっぱいあると思うので、その方達が具体的に活動できることを保障すべき。（岡野委員）
4. 協議会について、条文に書くか附帯決議かなんらかの形で、しっかりと明文化していくことが必要であると。（倉本委員）

第11 手話を用いた情報発信等（参考：群馬県第10条）

1. 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。
2. 県は、ろう者が手話を使い、手話による情報を入手できる環境を整備するため、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援等に努めるものとする。

【関連する委員意見】

1. 「手話を用いた情報発信等」の規定に、次のように第3項を設ける。（芳野委員）
 - 3 県は、災害時における避難方法、被災後の生活等必要な時期にろう者に必要な支援ができるよう努めるものとする。
→ 具体的には計画に入れ込んでいく
2. 災害対応の項目を別立てで立てておいて、特別な支援が、よりきめ細かい支援が必要だということを規定しておいてはいかがかと考えている。（芳野委員）
3. 災害の拠点では情報をしっかりと、ろう者や聴覚障がい者がしっかりと情報をキャッチしていくというものが中に入ってこないといけないかなと思った（中瀬古委員）
4. （観光や）防災対策については、当事者からの希望も出ていたと思うので、具体的には書いていないが、その辺りを入れ込めたらいいかと思う。（小島委員）
5. 防災については、三重県は南北に長い。南北での災害時の支援拠点が必要であると、そのことを織り込んでいくと。（水谷委員）
6. 県土、県の周囲の半分近くが海岸線であり、自然災害等に対応するため、三重県独自の条例として、基本的施策の中に、災害時対応の施策について書き込むべきと考えます。その点の県の責務と市町の連携が必要だと考えます。（大久保委員）

情報へのアクセス（参考：埼玉県議会自由民主党議員団作成の（仮称）埼玉県手話言語条例（骨子案）（平成27年12月）

- (1) 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得することができるよう、情報通信技術の活用に配慮しつつ、手話を用いた情報発信の推進に努めます。
- (2) 県は、災害その他非常の事態の場合に、ろう者が手話等により必要な情報を速やかに取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な施策を講じます。

【論点】

1. 防災における県と市町との役割分担を踏まえ、県の役割においてろう者に配慮した施策を行うよう、規定する必要がある。

第12 手話通訳者等の派遣体制の整備（参考：群馬県第11条）

県は、手話通訳者等及びその指導者の養成及び研修に努め、市町村と協力して、ろう者が手話通訳者の派遣等による意思疎通支援を受け入れられる体制の整備及び拡充に努めるものとする。

【関連する委員意見】

1. 手話通訳人材養成と指導者養成。（中瀬古委員）
2. 教育のなかでの手話の普及・理解の書き込みと共に、手話指導者の育成等「人材育成」を明記すべき。（大久保委員）
3. 私の地元で手話を使う方が講座を持って、手話を使える人の養成などを定期的に行っていて、これには、ろう者だけでなく様々な方が参加している。このようなものが事業モデル。（大久保委員）
4. 手話通訳者の養成、身分保障、行政サービス等における情報保障については、非常に最重要で、しっかりと重点を置いてやっていきたいと。（山内委員）

【論点】

1. 群馬県等他県の条例の規定を参考にしつつ、いかなる趣旨を規定するか。

第13 手話を学ぶ機会の確保等（参考：群馬県第9条）

1. 県は、市町村その他の関係機関、ろう者及び手話に関わる者と協力して、県民が手話を学ぶ機会の確保等に努めるものとする。
2. 県は、手話に関する学習会を開催する等により、その職員が手話の意義及び基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するものとする。

【関連する委員意見】

1. 高等教育機関の学生にも手話の教育環境を整備するために、「ろう児等」に「学生」も加える。（芳野委員）
2. 高等教育機関とは、工業高校の専攻科や大学等を想定。特に、看護師を目指す学生の方にはこれから手話は必要になるし、今後県立看護大学で、少し手話の取組もしていただきたいと思っている。（芳野委員）

【論点】

1. 大学の自治（大学における研究教育の自由を十分に保障する）に抵触する懸念があるのではないか。

第14 学校における手話の普及（参考：群馬県第12条）

1. 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒（以下「ろう児等」という。）が通学する学校の設置者は、ろう児等が手話を獲得し、手話で各教科・領域を学び、かつ手話を学ぶことができるよう、乳幼児期からの手話の教育環境を整備し、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努める。
2. ろう児等が通学する学校の設置者は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を深めるため、ろう児等及びその保護者に対する手話に関する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努める。
3. ろう児等が通学する学校の設置者は、前二項に掲げる事項を推進するため、手話に通じたろう者を含む教員の確保及び教員の専門性の向上に関する研修等に努める。

【関連する委員意見】

1. 乳幼児期からの手話の教育環境の整備。聴覚障がいのある乳幼児に対して、一日も早い手話教育が必要と考える。（中瀬古委員）
2. 教育については、ろう学校の教員の配置、専門性向上のための研修、手話の普及等について群馬県のように書き込みたい。また、乳幼児期からの言語環境の整備や子どもたち自身の言語の選択保障にも言及できたらと考える。（小島委員）
3. 乳幼児期からの言語環境の整備は、私も必要かと思う。（小島委員）
4. ろう児を対象にした特別支援学校等においては、手話を必須科目とすることを記述したらどうかと考える。（田中委員）

【論点】

1. 聾学校を含めて義務教育課程における学習内容は、文部科学省の学習指導要領で規定されているところであり、条例で規定したりすることは不適當ではないか。

第 15 ろう者等による普及等（参考：群馬県第 14 条）

ろう者及びろう者の団体は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を広げるため、自主的に普及啓発活動を行うよう努める。

【関連する委員意見】

1. 鳥取・群馬ともに 14 条にろう者等による普及等の項目が入っているが、これは総論に規定すべきもの。（芳野委員）

第 16 事業者への支援（参考：群馬県第 13 条）

県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対して、必要な支援に努める。

第 17 手話に関する調査研究（参考：群馬県第 15 条）

県は、ろう者及び手話に関わる者が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力する。

第 18 財政上の措置（参考：群馬県第 16 条）

県は、手話に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

【関連する委員意見】

1. 財政上の措置について、条文に書くか何らかの形で、しっかりと明文化していくことが必要である。（倉本委員）

【関連する委員意見】

1. 各論で、可能な部分は「努める」ではなくて、「行う」という表現にしたい。これは可能などころであって、当然「努める」としか書けない部分もあるが、県としてすべきことやできるところについては「行う」と表記するのがいい。具体的どの部分でということは考えていないが、あくまでできる範囲で。（長田委員）